## 大阪市告示第1197号

次の施設について、大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号)第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年8月29日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日
大阪市立	
西スポーツセンター	
第1体育場	令和7年9月6日(土)
第2体育場	
多目的室	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)